

農地法第4条・第5条に係る届出（市街化区域内の農地転用）

	必要となる書類	備 考
1	<input type="checkbox"/> 農地法の規定による届出書	
2	<input type="checkbox"/> 住民票抄本 ※市内在住者分は不要。ただし、申請地の登記事項証明書記載住所と異なる場合は必要	申請に係る両者、複数いる場合は全員
3	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本	申請者が法人の場合
4	<input type="checkbox"/> 申請農地の登記事項証明書 ※原本（法務局）	
5	<input type="checkbox"/> 申請農地の位置図（縮尺1/25000～1/50000程度） ※市全体図に申請地を示すこと	
6	<input type="checkbox"/> 案内図（申請農地付近状況図） ※縮尺1/2000程度で周辺500mの範囲（住宅地図）	
7	<input type="checkbox"/> 申請農地及び隣接地の地番・地目・面積・所有者・耕作者を明示する公図 ※原本（法務局）	図面に必要項目を記載したもの
8	<input type="checkbox"/> 賃貸借が解約されることを証する書面等	届出地が賃貸借の目的になっている場合
9	<input type="checkbox"/> 抵当権等が設定されている場合は、その取り扱い方法を明らかにした旨の書面	
10	<input type="checkbox"/> 開発許可を受けたことを証する書面	都計法による許可を必要とする場合 ※法第5条
11	<input type="checkbox"/> 代理人による申請の場合は代理権限を有することを証する書面	

※ 届出書・添付書類は、上記の順番で揃えてご提出ください。

※ 印の資料は必ず添付、印の資料は申請者・申請地の状況に応じて添付してください。

※ 八間堀土地改良区の区域内にあつては、決済金等の取り扱いについて土地改良区事務所より、直接、転用主に連絡があります。